

|      |                                                             |
|------|-------------------------------------------------------------|
| タイトル | 地域社会から求められる社会教育主事養成(その1) :<br>北海道内市町村教育委員会へのアンケート調査をもと<br>に |
| 著者   | 内田, 和浩; UCHIDA, Kazuhiro                                    |
| 引用   | 開発論集(93): 1-23                                              |
| 発行日  | 2014-03-14                                                  |

# 地域社会から求められる社会教育主事養成 (その1)

～北海道内市町村教育委員会へのアンケート調査をもとに～

内 田 和 浩\*

## はじめに

本学は、創立130年を迎えようとしている北海道内で最も伝統ある私学であり、「開拓者精神」を建学の精神とする北海道地域に根ざした総合大学である。現在、経済学部・経営学部・法学部・人文学部・工学部の5学部（工学部以外の文系4学部は二部も併設）とそれぞれの学部を母体とする大学院5研究科（修士・博士課程）、そして法科大学院を有しており、学生・教職員数は約9千人で、すでに7万人を超える卒業生が北海道内を中心に全国で活躍している。

本学の社会教育主事課程は、1999年度に当時教養部に所属していた高倉嗣正教授（その後、経済学部教授を経て、2008年から本学名誉教授）のご尽力により学芸員課程とともに設置され、全学部の一部学生が履修できる資格課程として、二部の時間帯に開講されている。まだ十数年の歩みではあるが、すでに約200人もの資格修得者を輩出している。

本研究は、総合研究「北海道の社会経済を支える高等教育に関する学際的研究—北海学園大学が果たす役割—」の一環として、本学社会教育主事課程における人材育成が、北海道内市町村の社会教育活動の充実・発展に対して、いかなる役割を果たしてきたのか、今後いかなる役割が期待されているのか、を明らかにするとともに、地域社会から求められる社会教育主事養成の在り方を探ることを目的としている。

そのため本論文では、まず最初に本学の社会教育主事課程が、これまで何をめざして社会教育主事養成に取り組んできたのか。特に2009年度から導入した「実習」を中心に置いたカリキュラム改正とその成果としての「実践力」について整理していく。さらに、昨年（2013年）1月から3月に北海道内全179市町村教育委員会宛に実施した「地域社会から求められる社会教育主事養成に関する調査」の単純集計の結果と第1次分析から明らかになった「地域社会が求める社会教育主事像」を整理していく。

なお、上記調査結果に関する分析は、現在不明な点の再調査やクロス集計、直接聞き取り等による第2次分析を継続して行っており、それらの結果を踏まえた最終的な報告については、来年度（その2）として行う予定である。

---

\*（うちだ かずひろ）開発研究所研究員，北海学園大学経済学部教授

## 1, 北海学園大学社会教育主事課程がめざすもの

### (1) 経緯

すでに述べたように、本学社会教育主事課程は1999年度に設置された。当初のカリキュラムは、若干の変動はあったが、生涯学習論Ⅰ・Ⅱ(合計4単位必修)・社会教育計画(4単位必修)・社会教育演習(4単位必修)の基幹科目の他、選択科目では「社会教育特講Ⅰ(4単位選択必修)」として、図書館論・博物館論・公民館論(各2単位),「社会教育特講Ⅱ(4単位選択必修)」として、大学と生涯学習・社会教育行政・ボランティア論(各2単位),「社会教育特講Ⅲ(4単位選択必修)」として、教育学概論・教育社会学・教育心理学Ⅰ・Ⅱ(各2単位・教職科目と共通)の合計24単位以上となっていた。特徴として、他大学にはみられない公民館論が設けられていたことがあげられるが、実習科目は一つもなく「座学中心」のカリキュラムであったといえる。

このような中、筆者は2008年度から高倉教授の定年退職に伴う後任として本学に着任したのだった。

ここで少し筆者自身の経歴を述べなければならない。筆者はもともと、大学(中央大学文学部)で社会教育主事任用資格を取得後、神奈川県相模原市役所に入職し、教育委員会社会教育主事として市内の公民館に8年間勤務していた経験がある。その後、大学院(北海道大学大学院教育学研究科)に進み「自治体社会教育」の研究者となり、大学教員となった。本学へ赴任する前任地は、北海道教育大学生涯学習教育研究センターであり、旭川校生涯教育課程で社会教育ゼミを担当するとともに、北海道教育大学が毎年行っている社会教育主事講習に主任講師等として関わってきたのである。

さて、2008年度に本学で筆者が担当したのは、3年生以上に開講されている社会教育計画と社会教育演習であった。そこで筆者が驚いたのは、学生たちが人前で話したり、司会をしたり、議論をしたり、報告レジュメを書いたりすることにまったく慣れていなかった、いや、できなかったことであり、彼らの「社会教育って、何だかわからない」という言葉であった。

その時、筆者なりにその問題点の意味を考えてみて、以下のことがわかった。それは、学生たちは小学校時代から十数年、学校教育(定型教育)における学習者(教を受けて学ぶ)であっても、社会教育(非定型・不定型教育)における学習者(自ら学び、相互に学び合い、相互に教えあう)にはなっていないということである。むしろ「なっていない」のではなく、「社会教育(非定型・不定型教育)における学習者」という「存在に気付いていない、出会っていない」ということであった。

そこで、筆者は学生たちに「社会教育(非定型・不定型教育)における学習者」としての訓練をまず先に行うべきではないかと考え、2009年度からのカリキュラム改革を行い、「自治体社会教育」の担い手としての「実践力」の養成に取り組んできたのである。

表1 2009年度からの新カリキュラム（標準）

| ○印<br>必修 | 授 業 科 目    | 年次及び単位数 |   |   |   |    | 備 考              |
|----------|------------|---------|---|---|---|----|------------------|
|          |            | 1       | 2 | 3 | 4 | 計  |                  |
| ○        | 生涯学習概論Ⅰ    | 2       |   |   |   | 2  | いずれか2科目<br>4単位必修 |
| ○        | 生涯学習概論Ⅱ    | 2       |   |   |   | 2  |                  |
| ○        | 社会教育計画Ⅰ    |         |   | 2 |   | 2  |                  |
| ○        | 社会教育計画Ⅱ    |         |   | 2 |   | 2  |                  |
| ○        | 社会教育演習     |         |   | 4 |   | 4  |                  |
| ○        | 社会教育実習Ⅰ    | 1       |   |   |   | 1  |                  |
| ○        | 社会教育実習Ⅱ    |         | 1 |   |   | 1  |                  |
| ○        | 現代社会と社会教育Ⅰ |         | 2 |   |   | 2  |                  |
| ○        | 現代社会と社会教育Ⅱ |         |   |   | 2 | 2  |                  |
| ○        | 社会教育行政論    |         | 2 |   |   | 2  |                  |
| ○        | 公民館論       |         | 2 |   |   | 2  |                  |
| ○ {      | 教育学概論      | 2       |   |   |   | 2  |                  |
|          | 教育社会学      | 2       |   |   |   | 2  |                  |
|          | 教育心理学Ⅰ     | 2       |   |   |   | 2  |                  |
| 計        |            | 11      | 7 | 8 | 2 | 28 | 合計 26 単位必修       |

## (2) 新カリキュラムの概要

表1は、2009年度からの新カリキュラムである。その後若干の変更もあるが、大枠は変わっていない。

カリキュラム改正のポイントは、以下の6点である。

- ①1年生2年生での社会教育実習Ⅰ・Ⅱの導入
- ②3年生の社会教育演習で、自治体で社会教育調査と自主企画講座を実施
- ③4年生での総括演習（「現代社会と社会教育Ⅱ」一卒論を書く）
- ④社会教育実習室兼資料室の設置（3，4年生が主に使用）を導入
- ⑤北海社会教育の会のフォーラムと月例サロンの開催（3年生による運営）
- ⑥現場に熟知した実践的非常勤講師たち

### ①社会教育実習Ⅰ・Ⅱ

特に重視したのが、これら初年時における実習である。筆者は、自らの社会教育主事としての経験と現職者が多い社会教育主事講習での経験から、「すぐれた学習支援者は、自らすぐれた学習者でなければならない」という考えを持っていた。したがって、「すぐれた学習支援者」を養成していくためには、まずは学生たち自身が1人の「すぐれた学習者」にならなければならず、大学入学後の早い段階から実習に参加させることを考えたのだ。それが、1年時の必修科目である社会教育実習Ⅰであり、2年時の必修科目社会教育実習Ⅱである。

まず社会教育実習Ⅰでは、市内の生涯学習施設で40時間以上の実習を義務づけている。2年目の2010年度からは、実習先であった札幌市立若者支援総合センター（指定管理者：札幌青少年女性活動協会）の管理職の方に非常勤講師をお願いし、事前事後指導や実習先の配属等もす

べて担当してもらっている。ここでの学習目標は、「自ら学習者として自分を発見し、学習者になっていく」ことを掲げている。したがって、多くの学生たちが、「40 時間以上」という実習としての義務的な参加を超えて、自ら進んで継続して参加し続けており、そこには「社会教育(非定型・不定型教育)における学習者」への成長と確かな自覚が見られる。

また、多くの学生が若者支援総合センターが事務局となり毎年行っている「だいどんでん！」というイベントの実行委員会である「街創造スタッフ」に実習Ⅰとして参加しているが、2 年生になっても、ほとんどの学生が「街創造スタッフ」のメンバーとして継続して参加し続け、3 年生になった時には「街創造スタッフ」のリーダー（代表や副代表）として活躍している。このように、実習としての参加から自らの社会教育実践への発展が見られるのである。

社会教育実習Ⅱは、「学習支援者の立場で、学習者を観察するとともに学習支援者である施設職員の役割を体験する」ことを学習目標としている。具体的には、夏休み期間中に 4～5 人グループ毎に国立大雪青少年交流の家で 5 泊 6 日実施している。この実習は、筆者が担当教員として事前事後指導と実習日程の調整等を行うが、現地での実習内容や実習指導は打ち合わせを行った上で大雪青少年交流の家側に依頼している。同施設の指導系職員の多くは、筆者が社会教育主事講習で関係した職員がほとんどであり、こちらの意図を汲んで実習を受け入れてくれている。

この実習Ⅱを通じて、学生たちは「職業としての学習支援者（社会教育主事等）」の立場や学習者との関わり方の重要性に気付いていく。そして、これをきっかけに大雪青少年交流の家や道内他の青少年施設、そして北海道教育委員会や市町村の社会教育主事等から様々な事業（「通学合宿」等）への「お手伝い」としての依頼がくるようになる。すべての学生ではないが、毎年数人が 2 年生後期から 3 年生、そして就職活動が終わった 4 年生になっても、そのような施設・地域での社会教育事業に「学習支援者」として継続的に関わっていくのである。その中で、「地域づくり」の視点を持ち、「自治体社会教育」の担い手になりたい、という意識が芽生え育っていく。

## ②社会教育演習

3 年生での社会教育演習は、まず前期は学習支援の手法としてのワークショップについて学び、グループ毎に模擬事業を企画して、学習者である他のグループメンバーに対してワークショップを実際に行っていく。また、夏休み期間中に具体的な自治体に行って 2 泊 3 日の合宿調査研修を行うため、前期の後半にはグループ毎に調査課題（「子育て支援」「産業振興」「高齢者問題」など）を設定し、事前の文献学習と調査内容を決めていく作業を行う。過去 3 回の合宿調査研修は、中富良野町で 2 回占冠村で 1 回行ったが、いずれも役場や教育委員会の協力を得て実施してきた。ここでは、課題の当事者である地域住民を集めたワークショップによる「アクティブリサーチ」調査を行い、後期にはその成果をグループ毎に分析し、「現状把握」「課題の整理」「政策提言」と各 3 回ずつ全員で検討し、最終的な受入自治体への提言書としてまとめ



\* 合宿調査研修での「アクティブリサーチ」調査の様子

ている。

また、札幌市生涯学習センター「ちえりあ」（指定管理者：札幌市生涯学習財団）と連携して、学生自主企画講座として「さっぽろ市民カレッジ」の1講座を学生たちが企画・立案から講師との打ち合わせ、PR チラシの作成、当日の会場準備、事業運営まで行っている。これは、前期の演習の成果を生かして社会教育演習の実習の一環として毎年実施しているものである。

### ③現代社会と社会教育Ⅱ

4年生後期の必修科目として位置づけた「現代社会と社会教育Ⅱ」は、社会教育主事課程4年間の実践の学びを総括し、学生1人1人が社会教育実践者（学習者であり、かつ学習支援者である）として巣立っていくため、「現代社会に生きる」社会教育のあり方を学んでいくことを目的に設置した。講義科目ではあるが、ゼミナール形式で行い、学生1人1人の報告と議論によって、最終的には社会教育主事課程の卒業論文ともいうべきレポートの提出を義務づけている。4年生では、さすがに実習は授業の中では位置づけていないが、先にも述べたように何人かの学生は、引き続き施設や地域での社会教育事業に「学習支援者」として継続的に関わっている。この授業の中でも、担当教員である筆者からさまざまな実践情報を提供しており、それらへの積極的な参加が見られる。

### ④社会教育実習室兼資料室

この部屋は、学内のあまり使われていなかった演習室を、社会教育実習室兼資料室として長期間貸出という形で実質的に占有して2009年度から活用している。室内には、社会教育関係の月刊誌や寄贈を受けた書籍・資料、そしてワークショップで使用する模造紙や付箋、筆記用具等の文房具、そしてパソコン等を揃えており、社会教育演習や社会教育実習Ⅰ・Ⅱのグループでの相談・打ち合せ等に活用している。社会教育主事課程の学生は、空いている時間は自由に使用することができ、現在では4年生も自主的に就職活動の面接の練習に使用したりしている。





\* 社会教育実習室兼資料室の様子

#### ⑤ 北海社会教育の会のフォーラムと月例サロンの開催

2009年9月、高倉先生を会長とする社会教育主事課程の同窓組織「北海社会教育の会」を発足させた。ちょうど課程設置10周年ということで、記念シンポジウムを開催したのである。以後、毎年9月の第3土曜日に「北海社会教育フォーラム」と称して、卒業生による実践報告と社会教育実習Ⅰ・Ⅱ、そして社会教育演習の合宿調査研修の成果報告を行い、卒業生と学生、1年生から4年生の学生同士、そして教員を含む大交流会を実施している。また、月1回第3金曜日の午後7時30分からは「北海社会教育サロン」と称して、上記実習室兼資料室を会場としてゲストを招いたサロンを開催している。ゲストは、卒業生や現職の社会教育主事、本学非常勤講師等であり、30分程の講話の後、参加者全員が自己紹介と質問・感想等を出し合い、学習と交流を深めている。なお、フォーラムやサロンの運営はすべて3年生が行っており、3年生にとっては単位にならないが実習の一環となっている。



\* 北海社会教育フォーラムで実践報告する卒業生

#### ⑥ 非常勤講師たちの存在

社会教育実習Ⅰの担当は、実際に実習の受け入れをお願いしている施設の管理職であることはすでに述べた。他にも、新カリキュラムでは、さまざまな経験や実績を持つ方々に非常勤講

師をお願いしている。公民館論は、社会教育の町として知られている置戸町で公民館に長く勤務した経験のある方。社会教育計画Ⅰは、札幌市の社会教育主事の方。社会教育計画Ⅱは、元恵庭市長を務めた方。現代社会と社会教育Ⅰは、札幌市内で子育てネットワークの実践に中心的に関わっている方。等々。これらはすべて講義科目ではあるが、近隣市町村の公民館や子育て支援施設を見学したり、現場で起きている生の課題がテーマになったり、講義時間の半分は学生同士の課題解決のための討論であったり、と、実践的な授業展開が多く取り入れられている。

### （3）成果としての「実践力」

このような新カリキュラムで育ってきた学生も、昨年度(2013年3月)1期生が卒業し、今年度末(2014年3月)には2期生も卒業する。現段階で、2期生もほとんどが進路決定している。

新カリ1期生の進路を整理すると以下の通りになる。1期生は、13人が最終的に課程を修了して卒業した。社会教育関連職場として自治体や施設に就職したのは、うち8人である。そのうち社会教育主事（補）として町教育委員会に就職したのは1人であるが、他に町村役場に3人、社会教育施設・団体が3人、残り1人は警察行政であった。また、民間に就職した3人のうち1人は、就職後すぐに退社して、その後社会教育施設に臨時職員として勤務している。さらに、今年1月からは上記社会教育施設職員1人が社会教育主事（補）として町教育委員会に再就職している。したがって、1期生13人のうち9人が社会教育関連職場に就職したことになる。

この3月に卒業する2期生は、16人が課程修了予定である。うち7人が社会教育関連職場として自治体に就職が決まっている。そのうち社会教育主事（補）として就職が決まったものはいないが、市町村役場に5人、北海道教育庁に1人、警察官に1人となっている。残り9人のうち2人は、当初市町村職員を目指して頑張っていたが、残念ながら採用されず、民間企業への就職を決めている。社会教育施設・団体等で臨時採用の口があれば、そちらに変えることも予想できる。

また、現在大学院修士課程2年生で、学部時代は旧カリであったが新カリでTA等を勤め1期生に2期生と共に学んできた院生が、町教育委員会社会教育主事(補)としての採用が決まっている。

このように新カリを修了した学生たちの就職状況を見ていくと、多くの学生が自治体等での社会教育関連職場への就職を希望し、「公務員試験」の難関を乗り越えてその道に進んでいく者が増えてきている。筆記試験での合格はもちろんであるが、面接や集団討論等で「自分がやりたいこと」と「自分ができること」を堂々と語り、他者の発言を引き出したりまとめたりと、社会教育主事課程で形成された「実践力」が発揮され、採用されているのだと考える。

しかし、このような「実践力」が実際の「自治体社会教育」の現場で、いかに展開されていくかは、今後の彼らの活躍を待たなければならない。



## 2. 地域社会から求められる社会教育主事養成とは

### (1) はじめに

「地域社会から求められる社会教育主事養成に関する調査」は、別添本文末の調査票を全道 179 市町村の教育委員会教育長宛で 2013 年 1 月上旬に郵送し、郵送留置法によるアンケート調査として実施したものであり、3 月上旬までに全 179 市町村より提出され回収された。

アンケート回収にあたっては、北海道教育委員会生涯学習推進局から多大なるご協力をいただいた。このご協力なしには、本調査自体が成り立たなかったことは言うまでもない。ここに改めて感謝申し上げたい。

### (2) 調査結果の概要

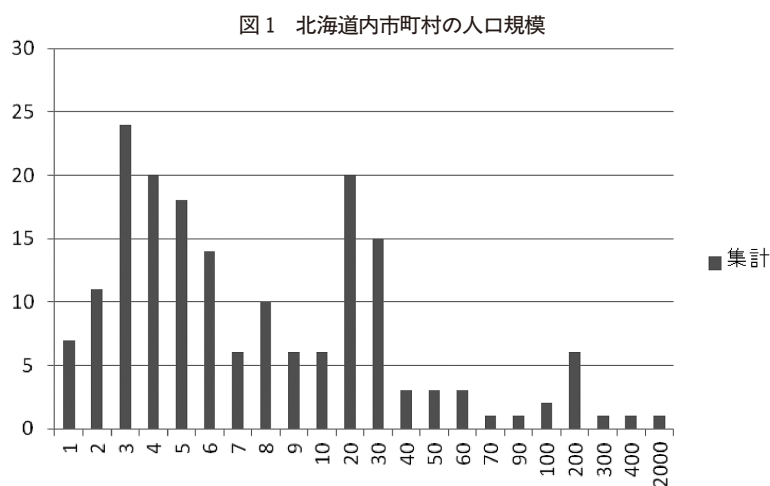
以下、調査票から単純集計を中心に調査結果の概要を整理していく。

#### 1. 貴市町村について（記入してください）

(1) 所属する総合振興局・振興局は \* 省略

(2) 人口規模 ( ) 人

まず第 1 の設問から、北海道内市町村の人口規模について整理する。図 1 の縦軸は市町村数であり、横軸は千人単位で「未満」である。ここから、北海道の市町村 179 のうち 122 が 1 万人未満の自治体であることがわかる。つまり約 68% の市町村が社会教育法によって必置とされている社会教育主事の配置を「当分の間」「置かないことができる」自治体であるといえる\*1。



\*1 社会教育法施行規則（昭和 34 年 4 月 30 日政令第 157 号）で 1 万人未満の町村は、「当分の間」社会

一方、10万人以上の都市は9市あるが、そこには190万人を超える大都市・札幌もあり、札幌への人口の一極集中の顕著さを見ることができる。また、1万人以上3万人未満が35市町あり、北海道における自治体の平均的な人口規模として見ることができる。

## 2. 貴市町村教育委員会の社会教育主事について

- (1) 現在の社会教育主事の実数（発令者のみ）は何人ですか
- (2) 現在の社会教育主事資格所有者の実数（資格を持っているが発令していない者）は何人ですか
- (3) 現在、貴市町村首長部局にいる社会教育主事資格所有者の実数（わかる範囲で結構です）は何人ですか
- (4) 上記(1)(2)のうち
  - － 1 北海学園大学出身者は何人ですか
  - － 2 道内外の大学の社会教育主事課程で資格を取得した者は何人ですか
  - － 3 社会教育主事講習で資格を取得した者は何人ですか

第2の設問から、市町村教育委員会に配置されている社会教育主事の数を見ていく。社会教育主事とは、教育委員会事務局に配置され、発令されてはじめて社会教育主事としての職名を名乗れるのであり、大学等で履修し修得するは「任用資格」であり、社会教育主事という資格そのものは存在しない。

したがって、アンケートではまず、社会教育主事発令者の数を尋ねた。

| 発令者人数 人 | 0  | 1  | 2  | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 9 | 245 |
|---------|----|----|----|---|---|---|---|---|---|-----|
| 市町村数    | 46 | 67 | 45 | 9 | 6 | 3 | 1 | 1 | 1 | 179 |

上記のように46市町村には、社会教育主事発令者は存在しないことがわかる。残り133市町村には社会教育主事（発令者）が配置されており、その総数は245人である。

5人以上配置している市町村は6あるが、具体的には5人（恵庭市・八雲町・日高町）、6人（遠軽町）、7人（新ひだか町）、9人（北見市）であった。今後の聞き取り調査で、その具体的な理由を明らかにしたいと思っているが、八雲町、日高町、遠軽町、新ひだか町、北見市の5市町は、「平成の大合併」で複数町村が合併して誕生しており、旧町村毎の支所や教育事務所に社会教育主事を配置するなどして、そのため極端に発令者が多くなっているのではないかと考えられる。

---

教育主事を置かないことができる、とされている。しかし、正確には「社会教育法等の一部を改正する法律（昭和34年法律第158号）の施行の際」に社会教育主事が置かれていない町村の人口が1万人未満であり、現在の人口ではない。

次に、社会教育主事資格所有者の数を尋ねた。つまり、大学の社会教育主事課程や社会教育主事講習で任用資格を修得していながら、当該教育委員会からは社会教育主事としての発令を受けていない職員の数である。

|         |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |    |    |   |     |
|---------|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|----|----|---|-----|
| 有資格人数 人 | 0  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 11 | 12 | 未 | 341 |
| 市町村数    | 61 | 34 | 22 | 22 | 10 | 6 | 6 | 6 | 1 | 9 | 1  | 1  | 7 | 179 |

このように教育委員会職員であり社会教育主事の任用資格を持っていないが発令されていない人の総数は 341 人である。ちなみに、8 人以上の有資格者がいるのはすべて市であった。具体的には 8 人（石狩市）、9 人（釧路市・恵庭市）、11 人（名寄市）、12 人（紋別市）である。その具体的な理由は、今後の聞き取り調査でとなるが、すべてが市であり、全体的に職員採用が多く、大学卒業者を多く採用する傾向も強く、大学での任用資格取得者が多くなっているのではないかと考えられる。

さらに、首長部局にいる社会教育主事資格所有者の数（わかる範囲）を尋ねた。

|         |    |    |    |    |    |    |   |   |   |   |    |    |   |     |
|---------|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|----|----|---|-----|
| 有資格人数 人 | 0  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 未 | 509 |
| 市町村数    | 21 | 24 | 36 | 31 | 25 | 12 | 9 | 7 | 2 | 1 | 1  | 2  | 8 | 179 |

これについては、教育委員会以外の部局での人数であり、おそらくあまり把握していないのではないかと考えたが、不正確な数とはいえ、全体で 158 市町村に 500 人を超える社会教育主事有資格者が働いていることがわかった。すべてを合計すると、実に北海道内の市町村には千人を超える社会教育主事の任用資格を所有する人たちが働いていることが明らかになったのである。

最後に、その社会教育主事の任用資格は、いったいどこで取得したのかを尋ねた。これは、教育委員会に勤務している社会教育主事（発令者）と有資格者に限って質問したものである。まず最初に、本学の卒業生が何人いるのか尋ねた。結果は以下の通りである。

|         |     |    |   |   |   |   |    |     |
|---------|-----|----|---|---|---|---|----|-----|
| 北海学園大 人 | 0   | 1  | 2 | 3 | 5 | 7 | 未  | 47  |
| 市町村数    | 128 | 24 | 4 | 1 | 1 | 1 | 20 | 179 |

合計で 47 人の北海学園大学卒業生が、社会教育主事及び有資格者として 31 市町村で活躍していることがわかる。ただし、すべてが本学の社会教育主事課程の出身者ではなく、当該市町村へ就職後、社会教育関連職場に異動となり、社会教育主事講習を受けて任用資格を取得して人も含まれているといえる。また、一つの町に 7 人もの北海学園大学出身の社会教育主事及び有資格者がいるというのは考えられず、誤記ではないかと再度確認する必要があるだろう。

次に、道内外の大学の社会教育主事課程で任用資格を取得した者の人数を尋ねた。

| 課程取得 人 | 0  | 1  | 2  | 3  | 4 | 5 | 6 | 7 | 12 | 未  | 188 |
|--------|----|----|----|----|---|---|---|---|----|----|-----|
| 市町村数   | 70 | 47 | 16 | 13 | 7 | 2 | 1 | 2 | 1  | 20 | 179 |

合計で 188 人が、大学の社会教育主事課程で学び、任用資格を取得したことがわかる。

逆に社会教育主事講習で任用資格を取得したのは、合計で 404 人であった。すると、大学の課程で資格を取得した人と社会教育主事講習で資格を取得した人の合計は 592 人となり、教育委員会に勤務する社会教育主事と有資格者全体に占める大学での資格取得者の割合は、約 31.8% となる。また、北海学園大学出身者の占める割合は、約 8% ということになる。しかし、先の(1)と(2)の質問で明らかになった社会教育主事発令者（245 人）と有資格者（341 人）との合計は 586 人であり、上記合計の 592 人と同数にならず調査上の誤差が見られる。これらは、再度確認していかなければならないだろう。

### 3. 貴市町村教育委員会における社会教育主事の位置づけについて

(1) 社会教育主事を専門職として別枠採用をしていますか

1. している 2. 以前はしていた 3. していない 4. 今後する予定  
5. その他

(2) 社会教育主事の発令者の位置づけは、次のうちどれですか

（発令者がいる市町村のみ回答してください）

1. 専門職として単独（兼務なし）で配置している  
2. 係長などの行政職との兼務で配置している  
3. 社会教育主事資格所有者全員を発令している

(3) 社会教育主事資格所有者を発令しない理由はなぜですか（資格を持っているが発令していない者がいる市町村のみ回答してください）

1. 社会教育主事は専門職ではないと考えているから  
2. 任意設置（人口 1 万人未満の町村）であるため  
3. その他

第 3 の設問から、社会教育主事の位置づけについて見ていく。

まずは、社会教育主事を専門職として一般のいわゆる公務員試験を受けず別枠で選考採用しているかどうかという質問である。

| 別枠採用 | している | 以前していた | していない | 今後する予定 | その他 | 総 計 |
|------|------|--------|-------|--------|-----|-----|
| 市町村数 | 14   | 34     | 127   | 1      | 3   | 179 |

その他の回答のうち、せたな町は「平成 25 年度 4 月採用予定」であり、「未定」とした沼田町は 2013 年度中に 2 人の社会教育主事を別枠採用している。したがって、「以前していた」を含め専門職として社会教育主事を別枠採用した経験のある市町村が 51 あり、全体の約 28%が行っていることがわかる。さらに、筆者が入手した情報では、2014 年度採用予定で専門職としての別枠採用試験を今年度実施した町として、訓子府町・美幌町・津別町があり、これらを加えると 3 割を超える市町村が別枠採用の経験があることがわかる。

次に、社会教育主事の発令者の位置づけについて尋ねた。

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 専門職として単独（兼務なし）で配置 | 13  |
| 係長などの行政職との兼務で配置   | 121 |
| 社会教育主事資格所有者全員を発令  | 9   |
| 総計市町村数            | 143 |

ここでは、2-(1)の設問で社会教育主事発令者がいると回答した 133 市町村のみが回答するはずであるが、「なし」とした 46 市町村のうち 5 市町村が回答（専門職 3，兼務 1，全員発令 1）しており、明らかにどちらかの回答がエラーである。また、複数回答（専門職と兼務両方）が 3 市町村あり、これらは複数の社会教育主事を配置している市町村と思われる。

最後に、社会教育主事資格所有者を発令しない理由を尋ねた。これは、資格を持っているが発令していない者がいる市町村のみに回答を求めたもので、先の 2-(2)の設問でいると回答した 118 市町村が対象となるが、この設問に回答したのは 101 市町村であった。

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 社会教育主事は専門職ではない     | 14  |
| 任意設置（人口 1 万人未満の町村） | 39  |
| その他                | 48  |
| 総計市町村数             | 101 |

その他では、「（教育委員会内の）他の部署にいるため」等の記述も多かったが、「発令しなくても業務に支障がない。」や「専門職として力量を発揮できる業務が減少している」等、「社会教育主事は専門職ではない」の考え方に近い回答も見られた。

#### 4. 社会教育主事に対する評価について

(1) 教育長として、現在の社会教育主事の制度的位置づけについて

不満← 1 2 3 4 →満足

(2) 具体的に満足な点と不満な点を教えてください。（記述をお願いします）

満足な点 不満な点

(3) 大学の社会教育主事課程で資格を取得した社会教育主事について（いる場合のみ）

不満← 1 2 3 4 →満足

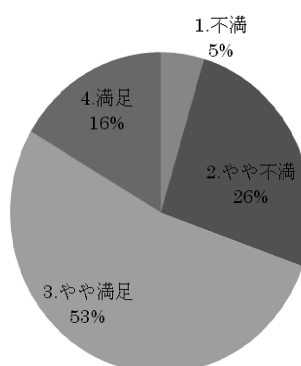


- (4) 上記の者の満足な点は、次のどれですか
1. 専門職としての基本的な知識・技能を身に付けている
  2. 意欲的でコミュニケーション能力が高い
  3. その他（ ）
- (5) 上記の者の不満足な点は、次のどれですか
1. 専門職としての基本的な知識・技能が不十分である
  2. 意欲が低くコミュニケーション能力も低い
  3. その他（ ）

第4の設問では、社会教育主事に対する評価について尋ねた。

まず最初の設問は、現在の社会教育主事の制度的位置づけについての満足度問うたものであったが、具体的な満足不満足の記事回答を読むと、制度的位置づけというよりも、実際にその市町村で働いている社会教育主事個人についての評価ともいえる回答も見られた。

|         |     |
|---------|-----|
| 1. 不満   | 7   |
| 2. やや不満 | 39  |
| 3. やや満足 | 80  |
| 4. 満足   | 25  |
| 合計      | 151 |



この設問に回答したのは、151市町村であったが、満足度は約2.8で平均を若干上回る満足度であるといえる。

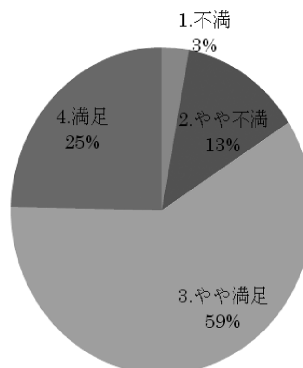
具体的な「満足な点」として、「地域社会における「人づくり」「絆づくり」「地域づくり」に専門性を発揮してくれている」「配置を義務付けられることにより、専門性を保つことができる」「生涯学習社会の構築を進めていく上で特に重要であり、その役割は極めて大きいと考える」等があげられている。

一方、「不満足な点」では、「小規模自治体は専門職としてその仕事だけにかぶれては困ります。特に社会教育主事にはその傾向を感じることがある」「小規模自治体では専門職ではなく、兼任が多くなり、庁内の人事異動により、異動してしまうことにより経験の蓄積が難しいこと」「社会教育の推進を行う上で資格が必要なのか疑問」等があげられている。

次に、大学の社会教育主事課程で資格を取得した社会教育主事についての評価を尋ねた。先の2-(4)-1の設問で、大学で資格を取得して者がいないとした市町村は70あり、対象となる

のは 109 市町村であるが、回答したのは 69 市町村であった。

|         |    |
|---------|----|
| 1. 不満   | 2  |
| 2. やや不満 | 9  |
| 3. やや満足 | 41 |
| 4. 満足   | 17 |
| 合計      | 69 |



満足度は、約 3.1 で平均を上回る満足度といえる。

上記の者の「満足な点」については、具体的な項目を二つあげて質問した。回答したのは 70 市町村であった。

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 専門職としての基本的な知識・技能を身に付けている | 35 |
| 意欲的でコミュニケーション能力が高い       | 26 |
| その他                      | 9  |
| 計                        | 70 |

また、その他の自由記述には、「即戦力」「専門職として配置はしていないが、基本的知識・技能を身につけている」「当市における人材として雇用できる(一般行政職員への異動が容易)」等の他、「個人差が大きい」との指摘もある。

さらに、「不満な点」については、「満足な点」とは真逆の項目を二つあげて質問した。回答したのは 28 市町村のみであった。

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 専門職としての基本的な知識・技能が不十分である | 7  |
| 意欲的でコミュニケーション能力も低い      | 6  |
| その他                     | 15 |
| 計                       | 28 |

その他の自由記述には、「新しい企画、事業へ取り組む意欲が低い」「『社会教育の終焉』(松下圭一 著)を読んでいない」等の記載があった。

## 5. 大学での社会教育主事養成について

(1) 今後どのような養成を望みますか

1. より実践的な力量形成をめざして、市町村等での実習を強化する

2. より専門的な知識を身に付けるために、講義科目を充実させる。

3. 大学での養成には期待しない。

4. その他（ ）

(2) 大学（教員及び研究組織）への期待について

1. 卒業生の社会教育主事がいるので、継続的な助言や指導を期待している。

2. 卒業生はいないが、社会教育職員全体の力量アップへ向けた助言や指導を期待している。

3. 大学には特に期待していない。

4. その他（ ）

第5の設問では、大学での社会教育主事養成への要望・期待について尋ねた。

まず、今後の大学での社会教育主事養成に何を望むか、選択肢を三つ設けて質問した。回答したのは178市町村であった。

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| より実践的な力量形成をめざして、市町村等での実習を強化する | 114 |
| より専門的な知識を身に付けるために、講義科目を充実させる。 | 48  |
| 大学での養成には期待しない。                | 7   |
| その他                           | 9   |
| 合計                            | 178 |

約64%の市町村が、「実践的な力量形成」と「実習の強化」を望んでいることがわかった。その他としては、「民間のインストラクターの補助など経験させる」「講師の選任方法と視座」「大学の教育課程においては基礎的学力の養成が第一とあると思う」等の記載があった。

次に、大学（教員及び研究組織）への期待について、選択肢を三つ設けて質問した。回答したのは161市町村であった。

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 卒業生の社会教育主事がいるので、継続的な助言や指導を期待している。 | 19  |
| 社会教育職員全体の力量アップへ向けた助言や指導を期待している。   | 122 |
| 大学には特に期待していない。                    | 8   |
| その他                               | 12  |
| 合計                                | 161 |

「卒業生の社会教育主事がいる」という市町村が19あるが、すべて北海学園大学の卒業生というのではなく、筆者の前任校である北海道教育大学や同大学での社会教育主事講習での卒業生という意味も含まれているようである。いづれにせよ、141市町村が大学との連携による社会教育主事等関連職員の現職研修を希望していると見ることができる。また、その他としては、「教育実習やインターンシップに関する大学と地域の連携及び大学による地域支援」「社会教育

全体の力量アップへ向けた助言や指導を期待している。」「行政力も身に付けてほしい」等、もっと広い意味での大学の地域貢献への期待が述べられている。

## 6. ご意見・ご感想があれば教えてください（自由記述）

最後の第6の設問として、自由記述での意見を求めた。回答があったのは、37市町村である。自由記述については、以下のとおりである。主な意見を抜粋した。

- 本市では、現在、社会教育主事特命の事務は設けておりませんが、今後は特に社会教育施設等の指定管理者の事業に関する助言・指導や庁内外の組織・団体との調整等において社会教育主事としての知識や経験を生かして、積極的に取り組んでいくべきものと考えております。
- 主事講習では社会人（教員・教育委員会職員）が主な受講者なので、目的意識・意欲が高いと思われるが、学生の場合は、社会教育の魅力を全面的に伝える（伝わる）内容が望ましいと思います。主事講習の短期決戦と違い大学の課程では現場や社教主事の協力の元に様々な取り組みが考えられると思いますので、期待したいです。特に研究者と社教主事の接点の場を多く設けてもらえるとありがたいです。
- 社会教育主事養成課程や実習等において、市町村実施する事業へ学生ボランティアのような形で参画して頂けると、お互いに必要とする部分を補完できるのではないのでしょうか。
- 大学に期待をしないわけではないが、社会教育の在り方は各町でかなりの違いがあると思う。一義的に「社会教育とはこうだ」という考え方で指導でなければ、大学とも連携をとりながらより良い教育が推進できるとものと考えます。
- 「いまだに住民を指導する。」という感覚を持っているのであれば必要がない。社会教育主事の括りで物事を進める時代は終わったと思う。
- 社会教育主事有資格者が、役場の主要部署に異動することで、行政内での社会教育の理解が深まっている。又、有資格者採用することで、世代交代を進めていきたい。
- 町村では、専門職として長い期間同じところに在職するのはむずかしい状況であり、社会教育主事本来の使命である助言や指導を行うことより、実動部隊の一員としての扱いである、自ら研鑽に時間をかけることはむずかしい状況などを改善する必要がある。
- まちづくり行政全般について、社会教育的観点は極めて重要。さらに、企画主導、調査、評価などの能力において、社会教育主事は政策形成の要とならなければならない。図書館司書、博物館学芸員とあわせて社会教育主事の専門職としての位置付けが重要。そのためには、コーディネート力を含め、さらに専門性と実戦力を自ら高めることが求められる。専門職にふさわしい養成のありかた。
- 行政における社会教育主事であってほしい。
- 大学の講義だけでは社会教育主事というものが実際に地域でどのような役割をになっている

かが見えづらいのではないかと思います。例えば、各市町村の教育委員会と連携して地域の課題解決に向けた実習などを行えば、生の社会教育主事の声も聞けるといいますし大きな経験になると思います。（ご存じだとは思いますが、海外の大学などではゼミなどで地域課題に取り組み課題を解決することで単位を取得できる取り組みが増えてきていると聞きます）大空町としても大学ボランティアによる地域課題解決事業などの実施に取り組んで生きたと考えています。

- 道教委の社会教育主事採用・配置について学校との人事交流として教員の社会教育事業の配置も全否定はしないが、基本的には専門職として教育を受けた者を新規採用して専門職として育てるべき。
- 社会教育主事の専門性の確率は大事なことです、あわせて公民館主事、司書、学芸員等の専門性の確率と身分の保障を課題としとりあげていただきたいと思います。
- 小さな自治体で社会教育主事を採用する場合、もちろんその専門性も必要だが、一般職員としての能力（事務能力等）も不可欠。その両方をもった人材の育成に期待します。
- 住民の活動状況は多様化・高度化し、教育行政だけでなく首長部局、関係機関との相互調整も必要となってくる。今日、社会教育主事の役割は重要であり、人材もさることながら知識・見識は行政でも原体験と経験が不可欠。複数配置または有資格を多く首長部局へ配置することが望ましいと考えています。（発令しなくても、理念を意識していることが重要）
- 予算があつての事業であるため行政事務力も、主事にとっては重要と考える。
- 地域住民の主體的な学習活動等を支援する職務もあり、住民とのコミュニケーション能力が重要となる。又1人の地域の成人としても、学習活動や地域活動を成り立ていくリーダーとしての意識が必要である。
- 地域の文化の向上やコーディネーターとして、コミュニティづくりに生きがいや興味関心のある人材の育成に期待している。
- 行政分野でも対応できる力量もそなえるよう、努力されたい！
- 大学等からの指導助言だけでなく、その地域に根差した連携ができるとよい。
- 住民の社会教育活動が多様化高度化し、首長部局や民間の社会教育活動に対する企画・立案・調整を行うことのできる行政経験が必要と考えており、人事配置上首長部局への異動も考えなければならないと思っている。
- ・大学での社会教育主事養成には、専門的な知識・技能の習得のほか、様々な市町村の現場を知る機会があると今後に有効と考えます。
  - ・大学の社会教育主事養成担当教員には現職者からの相談等を受けたり、他の教員とのパイプ役など、その大学の窓口的な存在になることを期待しています。
  - ・後継者の育成、引き継ぎの面から、計画的な講習受講による資格取得等により複数配置や有資格者の増加を考えていく必要がある。
- 小さな町では主事発令があろうがなかろうが、積極的に社会教育主事としての活動はできな

い上、専門職として扱われておらず、その立場は一般行政職員と何ら変わりません。単に事業をこなしていくだけで1年が終わってしまう。中長期的な計画での事業実施は困難に陥っており、成果が出せていないことに反省しきりです。

- 4月に採用されたとして、すぐに戦力となる教育専門職たる社教主事の養成を切にお願いします。
- 町村の現場において、専門職としての配属は難しく一般行政職を兼ねているために研修機会や調査研究にも多くの時間が取れていない状況にある。
- 平成18年の教育基本法の改正で一層の生涯学習社会の構築が求められています。このことは地域づくりの在り方にも反映されると思いますので、これからの主事像がこのような視点に立って総合的な地域づくりの在り方に資するような研究成果を期待します。
- 高齢化、少子化が地方では急速に進んでいるため、社会教育主事の役割が、従来より細かくなっている気がします。大きなくりの仕事以上に、個に焦点をあてた仕事 that 求められているため一人の分量が大きくなっている。主事の増加が求められている。財力の関係もあり、難しい所ですね。
- 北海道教育庁の社教主事が行政職に変更になった時点から、実践意欲が低下してきている。社教主事の研修機会が少ない。指導主事より格下に見られがちである。
- 道内の大学で社会教育主事養成課程を設けている大学がもっと増えてほしい。卒業後、準即戦力として町のために働いてもらいたい。
- 各地で社会教育主事が減少傾向にある中で、専門性を求められる場面も多いことから、専門的に動ける体制づくりを目指していきたい。また、将来を見据え、社会教育主事の後継者育成（若い世代）にも努めていきたい。
- 本町は現在、道教大岩見沢、札幌、北星大学、北翔大学と教育連携を進めている。社会教育主事を目指す人材の現地研修等受け入れの意思あります。
- 社会教育主事としての明確な役割が定められていないため、行政職との兼務時における仕事の役割など、自治体ごとに社会教育主事の位置づけに大きな差が出ていると感じる。  
また、社会教育における地域づくりの考え方や手法は、様々な分野で広く通用すると考えられることから、地域との連携を重視する自治体は、発令の有無に関わらず、多くの職員に社会教育を学んでももらいたい。
- これからの「まちづくり」は、社会教育としても積極的に地域課題を掘り起こし、それを地域住民に周知し、課題解決のために、地域住民あるいは産業団体等と向き合っていく事も重要なことではないでしょうか。そのパイプ役となるのが、社会教育主事であると考えております。

---

このように、自由意見としては①大学との連携への期待、②大学での社会教育主事養成への期待、③社会教育主事の自治体での役割への期待、等、積極的な評価が目立つ。しかし、小規



模自治体内での人事異動や職員配置等の問題点もあげられている。一方、少数ではあるが社会教育の本質への誤解とも取れる意見もある。

### (3) 第1次分析からわかったこと

上記の単純集計の結果による第1次分析から読み取れることとして、以下のように整理したい。

まず第1に、北海道には人口1万人以下の市町村が多く、社会教育主事は社会教育法に置いて「必置」とされた専門的教育職員（「地教行法」及び「教育公務員特例法」）でありながら、施行規則の附則において「当面の間」「置かないことができる」とされているため、社会教育主事が置かれていない町村が多いと思われたが、そのことを理由に設置していない町村はそれほど多くはなかった。逆に、発令されていない有資格者が、教育委員会内部のみならず首長部局にもかなりの数いることがわかった。また、社会教育主事を専門職として別枠で採用する市町村も、過去・将来を含めて30%に達することがわかり、採用という視点からも社会教育主事の需要はある程度確保されていることがわかった。

第2に、本学出身の社会教育主事及び有資格者が31市町村で活躍していることがわかり、その後の卒業生の進路状況からも、今後も確実に増加していくことが期待できる。しかし、本学を含む大学での社会教育主事養成課程卒業者の全市町村教育委員会に勤務する社会教育主事及び有資格者中の割合は3割ちょっとにすぎず、まだまだ大学での養成が採用としっかりつながり、さらに現職研修と連動するにはほど遠い現状であることもわかった。

第3に、とはいえ、大学での社会教育主事養成課程卒業者である社会教育主事に対する評価は高いと見ることができ、もちろん個人的な資質や個人差もあるが、特に専門的な知識・技能や意欲、コミュニケーション能力の高さへの評価が重要といえる。

第4に、大学での社会教育主事養成に対して、多くの市町村が肯定的な期待を持っていることがわかった。特に、「実践的な力量形成」の必要性和そのための「実習強化」に対しての要望が強いといえる。

第5に、現状はなかなか行われていないが、市町村側が人材育成や地域貢献の視点で大学との連携を強く望んでいることがわかった。へき地や遠隔地を多く抱える北海道の小規模自治体では、近年若者が極端に減少してきており、将来の地域づくりの担い手としての大学生への期待や研究機関としての大学への期待が大きいとみることができる。

### (4) 今後の分析へ向けて

第1次分析では、アンケート調査票による単純集計を中心とする分析に留まっており、曖昧な設問項目もあり、はっきりと本学や本学の社会教育主事養成に対しての評価や要望が示されているわけではない。また、この調査段階では、本学の卒業生は旧カリキュラムでの養成を終えた者のみ各市町村に就職しておらず、新カリキュラムでの養成による「実践力」の成果が各

市町村で実践的に現れているわけではない。

したがって、今後は以下のような再調査やクロス集計、個別事例の聞き取り調査等を行い、それらの第2次分析を踏まえた整理をしていきたい。

まず、大至急行わなければならないのが事実確認である。本学出身の社会教育主事及び有資格者の正確な人数把握と資格取得方法の確認が必要である。その他にも、記載ミスや事実誤認と思われる項目について、個別市町村に直接事実確認をしなければならない。

その上で、単純集計では明らかにできない点、たとえば人口規模と社会教育主事発令者数との関係や地域（振興局管内）毎の相違点等、クロス集計によって整理していかなければならない。

さらに、自由記述を丁寧に読み解き、特徴的な回答が見られる事例に対しては、直接訪問して聞き取り調査を行っていききたい。たとえば、「これからの『まちづくり』は、社会教育としても積極的に地域課題を掘り起こし、それを地域住民に周知し、課題解決のために、地域住民あるいは産業団体等と向き合っていく事も重要なことではないでしょうか。そのパイプ役となるのが、社会教育主事であると考えております。」等の社会教育主事の役割に対して積極的な評価を行っている事例や逆に否定的な評価を行っている事例、そして本学の卒業生が活躍している事例等に絞っての調査を行っていききたい。

## おわりに

第1次分析を通じて、筆者がこの間取り組んできた社会教育主事課程のカリキュラム改革の方向が、けして間違えではなく、今まさに地域社会が求めている人材養成の方向に合致しているのだということを確信することができた。

筆者は、「少子高齢化」の進展と札幌圏へ人口の一極集中の流れが益々加速している北海道において、地域社会の急速な縮小化が進んでおり、地域社会そのものが成り立たなくなってきたと認識している。

そのような中で、北海道にあり地域に根ざした大学を標榜する本学の使命は計り知れないほど大きく、そのような縮小化する地域社会の未来を担い、切り拓いていく担い手＝「地域づくりの担い手」を育成していくことこそ、本学、北海学園大学の使命だと考える。そして、市町村の自治体職員である社会教育主事は、そのような「地域づくりの担い手」たちをつなぎ、ネットワークの要となりながら、「育ち」のための支援を行っていく存在なのである。

したがって、本学社会教育主事課程の使命として、4年間の積み上げと蓄積（理論と実践）を通じて、社会教育主事としての力量を持った有為の若者を、北海道内すべての市町村に輩出して、それらの人々が活躍できる社会を市町村自治体と協力して創っていかなければならないと考えている。

## 地域社会から求められる社会教育主事養成に関する調査 （ご協力のお願い）

皆様には、日ごろより北海道における地域社会教育活動の充実・発展にご尽力のこと存じ上げます。また、大学における社会教育主事養成に対して、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび標記調査を北海道内 179 市町村教育委員会の教育長様全員にお願いすることとなりました。ご公務ご多忙のところ誠に申し訳ありませんが、何卒ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、この調査には 2 つの目的があります。1 つは、北海学園大学開発研究所の総合研究「北海道の社会経済を支える高等教育に関する学際的研究—北海学園大学が果たす役割—」の共同研究の一環として実施するもので、まさに北海学園大学社会教育主事課程における人材育成が、市町村の社会教育活動の充実・発展にいかなる役割をはたしてきたのか、今後いかなる役割が期待されているのか、等を明らかにすることです。二つめは、昨年度北海道内の大学間ネットワークとして「北海道社会教育主事養成大学等連絡会」を結成させていただきましたが、その活動の 1 つに「北海道における社会教育主事の養成及び任採用について調査研究」することが掲げられており、その一環としての調査研究という位置づけであります。

したがって、このアンケート調査は、今後の北海道における社会教育主事養成にとって、大変重要且つ大切な研究資料となります。つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、率直なご意見を賜りますよう、心からお願い申し上げる次第です。

平成 25 年 1 月

北海学園大学経済学部 教授

北海学園大学 社会教育主事課程委員長

北海道社会教育主事養成大学等連絡会 会長

内田 和浩

【記入上の注意】お答えは設問ごとに、○を付けたり、記入したりしてください。ご不明な点がありましたら、以下の【連絡先】へご連絡ください。

記入後は、調査票のみを返信用封筒に入れて 1 月末までに投函ください。

【連絡先】北海学園大学経済学部 内田和浩

〒064-8605 札幌市豊平区旭町 4 丁目 1 番 40 号

TEL 011-841-1161（内 2737）

E-mail [ukazuhir@econ.hokkai-s-u.ac.jp](mailto:ukazuhir@econ.hokkai-s-u.ac.jp)

**調査票**

1. 貴市町村について（記入してください）

- (1) 所属する総合振興局・振興局は（ ）
- (2) 人口規模 （ ）人 \*千人単位で四捨五入して数字を記入。

2. 貴市町村教育委員会の社会教育主事について（数値を記入してください）

- (1) 現在の社会教育主事の実数（発令者のみ）は何人ですか （ ）人
- (2) 現在の社会教育主事資格所有者の実数（資格を持っているが発令していない者）は何人ですか （ ）人
- (3) 現在、貴市町村首長部局にいる社会教育主事資格所有者の実数(わかる範囲で結構です)は何人ですか （ ）人
- (4) 上記(1)(2)のうち
  - － 1 北海学園大学出身者は何人ですか （ ）人
  - － 2 道内外の大学の社会教育主事課程で資格を取得した者は何人ですか （ ）人
  - － 3 社会教育主事講習で資格を取得した者は何人ですか （ ）人

3. 貴市町村教育委員会における社会教育主事の位置づけについて（○を付けてください）

- (1) 社会教育主事を専門職として別枠採用をしていますか
  - 1. している 2. 以前はしていた 3. していない 4. 今後する予定
  - 5. その他（ ）
- (2) 社会教育主事の発令者の位置づけは、次のうちどれですか（発令者がいる市町村のみ回答してください）
  - 1. 専門職として単独（兼務なし）で配置している
  - 2. 係長などの行政職との兼務で配置している
  - 3. 社会教育主事資格所有者全員を発令している
- (3) 社会教育主事資格所有者を発令しない理由はなぜですか（資格を持っているが発令していない者がいる市町村のみ回答してください）
  - 1. 社会教育主事は専門職ではないと考えているから
  - 2. 任意設置（人口1万人未満の町村）であるため
  - 3. その他（ ）

4. 社会教育主事に対する評価について（○を付けてください）

- (1) 教育長として、現在の社会教育主事の制度的位置づけについて  
不満← 1 2 3 4 →満足

(2) 具体的に満足な点と不満な点を教えてください。（記述をお願いします）

満足な点（ ）

不満な点（ ）

(3) 大学の社会教育主事課程で資格を取得した社会教育主事について（いる場合のみ）

不満← 1 2 3 4 →満足

(4) 上記の者の満足な点は、次のどれですか

1. 専門職としての基本的な知識・技能を身に付けている

2. 意欲的でコミュニケーション能力が高い

3. その他（ ）

(5) 上記の者の不満足な点は、次のどれですか

1. 専門職としての基本的な知識・技能が不十分である

2. 意欲が低くコミュニケーション能力も低い

3. その他（ ）

5. 大学での社会教育主事養成について（○を付けてください）

(1) 今後どのような養成を望みますか

1. より実践的な力量形成をめざして、市町村等での実習を強化する

2. より専門的な知識を身に付けるために、講義科目を充実させる。

3. 大学での養成には期待しない。

4. その他（ ）

(2) 大学（教員及び研究組織）への期待について

1. 卒業生の社会教育主事がいるので、継続的な助言や指導を期待している。

2. 卒業生はいないが、社会教育職員全体の力量アップへ向けた助言や指導を期待している。

3. 大学には特に期待していない。

4. その他（ ）

6. ご意見・ご感想があれば教えてください（自由記述）

\* ご協力ありがとうございました。差し障りなければ、市町村名を教えてください。北海学園  
大学出身の社会教育主事等が在職する場合、こちらから直接本人と連絡を取らせていただ  
きたいと思います。市町村名（ ）